

生活保護費

削減影響大

47の低所得者むけ施策に連動

〈生活保護基準引き下げで影響を受ける主なもの〉

- ・介護保険料、利用料の減免
- ・難病患者への医療費助成
- ・保育料
- ・障害福祉サービスの利用者負担上限月額
- ・国民年金保険料の減免
- ・就学援助
- ・特別支援教育就学奨励費
- ・中国残留邦人への給付
- ・ハンセン病療養所の入所者家族への給付

厚生労働省は25日までに、政府が狙う10月からの生活保護費の削減を実施すれば、これに伴い47の低所得者向けの医療・福祉、年金などの施策で影響が出ることを明らかにしました。生活保護費削減を許せば、多くの低所得者が他制度で

も負担増などの不利益を受ける可能性があります。

生活保護基準は、憲法25条で保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を具現化したもので、低所得者を対象とする他の施策の給付水準や給付対象などに連動しています。厚生省が発表した47の施策には、学用品や給食費を補助する就学援助や障害福祉サービスの利用者負担上限月額、保育料基準などが含まれます。

（表参照）

厚生省は、生活保護基準額を減額しても「できる限り、（他の制度に）その影響が及ばないよう対応する」としています。しかし2013年にも今回と同様に、日常生活費にあてる生活扶助費が段階的に引き下

げられ、この時は大阪市をはじめとする全国27自治体（15年度調査）が、就学援助の対象者を狭める事態が起きています。生活保護基準の引き下げ時点で就学援助を受けていた世帯の影響だけではなく、従来通りの基準なら就学援助を受けられた入学前の子を持つ世帯でも受けられなくなった世帯があったとみられます。

今回の政府の生活保護費削減計画は、食費や光熱費など日常生活に充てる「生活扶助」を最大5%削減することなどを行うもの。この生活扶助基準について審議した厚生省の諮問機関である「社会保障審議会生活保護基準部会」は昨年12月にまとめた報告書で、13年の同基準引き下げによる他の制度への影響に関して、対象が広範囲に及び「十分な検証を行うことができなかった」と述べています。